

第四十三 消息文の變遷

佐藤 寛

おのれ嚮^すに書簡文の由來と題して、本紙八十一に登載したり、されども、そは專^ら男子

間に行はれたる書簡文にとまりて、いまだ女子間には及ばざりき、往昔奈良朝の末より、平安朝の初に及びて、漢學盛に行はれ、文章としいへば、必、漢文に記すものやうになり、國文は、はつかに其の名残を、祝詞、宣命の類に留めて、平常は、之を顧るものなかりしかば、遂に國文は、女子の手に落ちたりけん、その證は、まづ彼の萬葉集の歌の（小序の）悉く漢文なるを始め、土佐日記の發端に「男のすといふ日記」といふものを、女もして見んとするなり」とことわりて記されたるなどを以て知るべし、猶いは、平安朝の著作として、世にあらはれたる續日本紀、日本後紀、文德實錄、弘仁格式、新撰姓氏錄、令義解（以上數撰）、古語拾遺、類聚國史（以上私撰）の類、また經國集、本朝文粹、菅家文草の類は、皆漢文に屬して、男子の手に成り、蜻蛉日記、枕草子、紫式部日記、源氏物語、榮花物語、狹衣物語、和泉式部日記、更科日記の類は、皆國文に屬して、女子の手に成れるにても、明らかなり、されば漢文は、男子の特有物の如く、漢文をば、男文字といひ、國文は、女子の特有物の如く、國字をば、女文字といへり、又國字にても、眞字（マナ）と、假名（カナ）と、わきためありて眞字は、猶男文字の方に屬し、假字は、女文字の方に屬する、ならはしとはなりにたり、かくて、やう／＼に世くだるに隨ひて、書簡と消息との差別さへ出で來

れり、さるは書簡といひ、消息といふ、いづれも異名同物にして、書簡は、（フミ）、消息は、（オトヅレ）と譯して、一はその物の體よりいひ、一はその物の用より名づけたるに過ぎず、されども、書簡は、漢音のまゝ、（シヨカン）と呼ぶときは、何となく剛く聞えて、漢文のやうに思はれ、消息は、（セウソク）と呼びて、猶漢音なるものなから、（ソク）を（ソク）と訛りたるのみにて、何となく柔かに聞えて、國文のやうに思はるゝは、全く耳の習慣にて、我ながらいと怪し、さればにや、近來は、書簡の文字を男文字の方に用ゐ、消息の文字を女文字の方に用ゐるやうになりて、消息文としいへば、世の人、皆女文字して書けるものと心得るやうにはなりぬ、今おのれが、（コ）に消息文といへるは、專（マ）女子用文を指していふなり、おのれ嚮に男文字して書ける書簡文の由來を講じれば、こたひは、女文字して書ける消息文の變遷を演べて今日の女子用文にまで説き及ばんとす、此は、男女兩性間に於ける往來日用文の差違を示さんとてなり、いでや之を左に演べん、

我が國に、消息文の、古くものに見えたるは、竹取物語などぞ始なるべき、此の物語は延喜以前大同以後の作なるべしといふ古人の説に據れば、おほよそ紀元一千四百

年代より、一千五百年代へかけてのものなり、さて、此は元世にいふ小説にて、作り物語なれば、そが中なる消息も、亦作りものなることは、事あたらしげに云ふまでもあらねど、小説は、大かた當時の人情風俗を、物によそへて寫し出だせるものなれば、當時の言語をつらねもて文章とし、當時の人の、了解しやすきやうに物せるは論ならん、されば、そが中なる消息も、當時行はれたる文體を用ゐたらんは、見易き理なり、因りて左に掲げて、當時の消息の一例とす、以下皆こ

此の國に生れぬるならば、歎かせたてまつらぬ程まで、はべらで、過ぎわかれぬること、かへすく本意なくこそ覺えはべれ、ぬぎ置く衣を、かたみと見たまへ、月の出でたらん夜は、見おこせたまへ、見すて奉りてまかる、空よりも落ちぬべき心地す、

此は、かくや姫か、翁姫にわかる、時、かたみとして書ける文なり、言葉巧にして、流麗婉曲とも評しつべし、又同文の條下に帝に、上るとて、

かく數多の人をたまひて留めさせたまへど、許さぬむかへ、まうで來て、取りゐてまかりぬれば、口をししく悲しきこと、宮つかへつかうまつらすなりぬるも、かく煩

はしき身にて侍れば、心得すおぼしめしつらめども、心強く承けたまはらずなりにしことなめげなるものに、思し召し、留められぬるなん心にとまり侍りぬる、

今はとて、天の羽ごろも、着るをりそ、君をあはれと、おもひ出でぬる、

と見えたるは、前の文の書きざまとは、いさゝか異なり、さるは前のは、言葉巧にして、流麗婉曲なり、後のは、筆つかひ嚴かにして、閑樸和平なり、蓋し言葉を巧にして、面白く書きなせるは、翁姫へかたみとして、後の心なくさに遣さんとして、筆を謹みて、おごそかに書きなせるは、帝へ上らんとにやありけん、作者の用心は、た細やかなりといふべし、とまれ、かくまれ、此の二篇ともに、當時行はれたる文體なることは、既にいへるが如し、さて花月月見など、すべて、みやびたる事の折には、流麗婉曲なること、前の文の如く物し、冠婚喪祭など、すべて儀式たゞしき事の折には、閑樸和平なること、後の如く物したらんは、これにて推知すへし、又文の奥に、歌を添ふる例も、此の頃よりや始まりけん、權田直助翁が、竹取物語を評せられたる言に「竹取は、詞のつゞき、てにを。は。の用法、古文に近く、法とすべき所多きものなりとあり、此は、げに、さることにて、語法文格の正きしこと、物語中、第一なるべし、されば、そが中なる消息も、亦おのづ

から正しくして、起辭あれば、かならず、結語ありて、他の物語中の消息の如く、徒に語を省きて、意を艱澁ならしむるが如きことなし、之に次きて、消息の見えたるは、空穂物語なり、同書十九の卷、朱雀院へ、大宮よりの御返事に、

かしこまりて、承けたまはりぬ、おほせごと給ひつる人は、このひるつかたより、物ものたまはず、事たのもしげなくなんかくても、平らかにあるものとは、思ふたまへながら、心細くなん、

此も亦、常に上る文なれば、その書きざま閑樸和平にて、筆つかひの嚴かなるは、竹取物語の後の文と同例なり、又同書國讓の卷の下、帝に藤臺よりの御返事に、

いと珍らしく給はせつるは、かしこまりて承けたまはりぬ、いともうれしき御よろこびは、まづ奏せんと思ひたまへしかども、月ごろおほせごとも侍らざりしかば、いかなる御けしきにかと思ひたまへつゝ、みてなん、山彦とかや、のたまはせたるも、いざや、

しら雲も、色かはりぬと聞きしかば、山びこいが、こたへ憂からぬ、

おぼろげにやまゐり侍らんことは、此の宮、けふあす参りたまふべかめり、同じく

はとてなん、

とあるは、同じく帝にたてまつれる文ながら、前例とはいさゝか異なりて、流麗婉曲なり、さばあれ、その筆つかひにいたりては、おのづから嚴かなる處あるを見るべし、そもく空穂物語は、物語中にも古きことは、かの源氏物語繪合の卷に「ものがたりのいではじめのおやなる竹取の翁に、宇津保のとしかげを合せて云々」といへれば、當時、竹取と並べ行はれたるは、いふまでも無るべし、げに空穂も、古きものながら、竹取に比べては、いたく其の品を異にせり、さるは、竹取は、語法文格正しくして、古文に近きに、空穂は、やうく亂れそめて、その誤すくならず、試に前に引き出でたる二篇を見よ、竹取のとは、その品の高下、一目瞭然たるにあらずや、蓋し詞少く、意を含めて、殊さらに巧みたればなるべし、たとへば、思ひたまへといふべきを、思ふたまへといへるは、語法を轉訛せるにて、心細くなんありける、といふべきを、必細くなんといへるは、文格を省略せるものなり、直助翁が空穂物語を評して、其の體や、下り、古の格に違へる所少からず、といはれけむも、けにうべなりけり、之に次きて、消息の見えたるは、蜻蛉日記なり、蜻蛉日記は、東三條關白兼家公の室、世にいはゆる右大將

道綱の母の日記なり、道綱の母は紀元一千六百年代即天曆頃の人にて、空穂物語を、源順の作なりといふ舊説に従へば、源順は、一千五百七十二年に生れ、一千六百四十三年に卒したる人なれば、道綱の母とは同時代の人なり、されば、その著述も亦同時代のものなり、空穂は源順の作なりや否やは、おのれ、いまだ知らねども、竹取の文といたく其の品を異にせる處を見れば、竹取よりは、少くとも五六十年後に出て來るにやあらん、猶いはゞ、空穂の消息よりも、蜻蛉の方語法文格正しくして、且閑樸なる心地す、そは左の如し、

雨間はべらば、立ちよらせたまへ、聞えさすべき事なんある、うへには、身の宿世の思ひ知られはべりて、聞えさせずと、執り申させたまへ、

此は、日記中に見えたるものにて、例の作り物にはあらず、かくやうの書きざまは、當時普通の文體なること、いよく明らかなり、さて此は、空穂のにくらべては、かどかどしき處なきにあらざれど、語法の轉訛もなく、文格の省略もなきは、竹取のに次ぎて、いともでたし、之に次ぎて見えたるは、落窪物語なり、同書一の卷、あごきより、伯母の許におくりたる消息、

とみなる事にて、とゞめ侍りぬ、はづかしき人の方たがへに、曹子に物したまふべきに、几帳ひとつ、さては、とのゐ物に、人のこふに便なきは、え出だしはべらじと思ひ侍りてなん、さるべきや侍る、たまはせてんや折々は、あやしきことなれど、とみにてなん、

さて此の物語も、源順の作なりといへど、たしかならず、文章の上より見るときは、空穂蜻蛉などと、さばかりの違なきが如し、まづは、同時のものなるべし、次には、枕草子なり、枕草子は、清原元輔の女、世にいはゆる清少納言の隨筆にて、一條天皇の皇后定子の宮に仕へまつれりし程の事どもを書きつめたるものなり、皇后の長保二年にかくれさせたまひしより思へば、永延以後、寛弘以前の著述にして、紀元一千六百五十六十年間に成れるものなり、さて道綱の母の、蜻蛉日記よりは、五六十年の後のものにて、いよくその詞を巧めるさまを見るべし、同書頭辨より、清少納言の許における消息、

後のあしたは、残り多かる心地なんする、夜をとほして、むかし物語きこえあかさんとせしを、鳥の聲に催されて、

此は、すき／＼しき筋の消息なればにや、ことさらに花やき仇めきたるやうに覺えて、末段を、鳥の聲に催されて」と結めて、餘情を言外に含めたる、いとをかしきや、さて此の消息は、頭辨より清少納言に贈れる、實地のものにて、例の作り物にはあらず、さて餘情を言外に含めて結むること、此の頃よりや、いよ／＼多くなりにつむ、枕草子に並びて、世に名高きは、紫式部の源氏物語なり、式部は、納言と同時代の人にて、その學藝の優劣、いづれとも定めがたき程の才女なり、此物語凡五十四卷、そが、中なる消息枚舉するに遑あらず、平易なるものあり、詰屈なるものあり、俱に皆當時の文體なり、今左に掲げて、その異同を示さん、同書、桐壺の卷、帝より更衣の母に賜へる、程へば、少し打ちまざる、こともやと待ち過す月日にそへて、いと忍びがたきは、わりなきわざになん、いはげなき人も、いかにと思ひやりつゝ、もろともに、はぐくまぬ覺束なさを、今は猶むかしの形見になすらへて、ものし給へ、みやぎ野の露ふきむすぶ、風のおとに、小はきが許を思こそやれ、その御返事に、

いとも、かしこきは、おき所も侍らず、かゝるおほせごとにつけても、かきくらす、み

だり心地になん

とあるが如くは、いづれも平易にして、一讀せば、その意知るべきに、常夏の卷、近江の君より、女御の御方に、

あし垣の間ちかき程には、さぶらひながら、今まで影ふむばかりのしるしも侍らぬは、なこそその關をや、すゑさせ給ひつらんと、なんしらねども、武藏野といへば、かしこけれども、あなかしこや／＼、

そのうらに、

まことや、くれにもまゐりこんと、思ひたまへたつは、いとふにはゆるにや侍らん、いでや／＼、あやしきは、みなせ川にを、

草わかみ、ひたちの海の、いかゞさき、いかであひ見んだごの浦なみ、

おほかは水の、

とあるが如きは、密麗纖巧にして、含蓄して、語を省きたるものから、その意詰屈にして、いと／＼説きわきがたし、此の物語には、かゝる類、いと多かり、次に榮花物語、浦々の別の卷中、納言隆家卿より、皇后の御許に、

こゝまでは、たひらかに詣でつきて侍る、かひなき身なりとも、今ひとたびまゐりて、御らんせられでやみ侍りなんと思ひたまふるになん、いみじう悲しう侍る、御ありさまゆかしきなり

うき事を、大江の山としりながら、いとふかくも入る我が身かな、

となん思ひ侍る、

此の物語は、赤染衛門の作なりといふ説と、藤原爲業の作なりといふ説と二つあり、いづれも古くよりいひつたへたる説なれども、いまだいづれとも定めがたし、衛門といふ説に従へば、源氏物語と同じ頃のものなり、又爲業といふ説に従へば、天治以後の著作にて、紀元一千七百八十九年間のものなり、文體の上より考ふるときは、衛門ならずとも、衛門頃の作ならんかとも思はれ、又安藤爲章が榮花物語考等に據れば、爲業ならずとも、衛門より後の人の作なるべく思はる、とまれ、かくまれ源氏以後の作なることは、論なからん、因りて、そが中なる此の消息を抜き出で、源氏の後に列し、博雅の教を待つになん、次に狹衣物語、四の中卷、皇后宮より女君の御もとに、日頃は、ゆくへなう、覺束なき事に思ひはべりつるに、一日近き程に、と宰相の物せ

しかば、心やすくなりて侍れど、川そひ柳は、猶いかにぞや、侍りける、

おなじくは、木高き枝に木づたはで、しづえの梅に、きゐるうぐひす、

此は藤原宣孝の女、母は紫式部にて、太宰大貳高階章成の妻となりし、世にいはゆる大貳三位の作者なり、全篇なだらかに、よく書かれたるが中にも、此の消息の如きは、流麗婉曲にして、よく母の手ぶりを學びたりといふべし、次に住吉物語下の卷、住吉より父中納言のもとに、

あなゆゑ、し、世の忍びがたさよ、行くへも知らぬ程になりし事を、おぼし歎く人もおはすらん、淺ましなから、旅だちつる心、只おぼしめしやらせ給へ、慰むかたとは、そなたの風の音むつまじくて、明かし暮らすになん、誰もくおはしますにや、あはれ昔を今に爲す世なりせばなど、さてもく殿いかに、おぼし歎かせたまふらん、殊に罪深くこそ、はかなき命ながらへたりとばかり聞え奉るになん、

此の物語は、後人の著作にて、當時の原本は、今世に傳はらずといへり、左もあらんか、此の消息の今めけるも、故こそありけれ、されど一例とするにはとて、こゝに挙げつ又今昔物語二十四の卷に、盗人の消息といふものを載せたり、此の物語は、源隆國が、

巷談街説を、さながらに筆記せられたるものにて、そが中には、承けがたき事も多かれど、盗人の消息といふが珍らしく、はた當時の普通文のさまをも知らるべければ、左に、

一とせの壺屋の事おぼしいでよ、その事の、今に忘れがたければそのかしこまりを申すべき道の、さぶらはざりつるに、かくのぼらせたまふ由を、うけたまはりて、むかへ奉るなり、そのうれしさは、いづれの世にか忘れ申さん、その夜、いたづらになりなまし、かば、今までかくて侍らましやは、と思ひたまふれば、かぎりなくなん、此は、文事あるもの、おちぶれて盗人になりさがりたるにもやと思へど、いと惡しき手もて假名にかきたり」といへば、左にはあらで、全く當時貴賤男女を問はず、普通に行はれたるものなるべし、さはあれ、男子の女子の許にやるとき、又は、女子の男子の許におくるときに、多くは女文字してかける此の消息體を用ゐたためれど、男子と男子との往來には、猶男文字してかける書簡體や多く用ゐられたりけん、それも、片假字、平假字の出で來しこのかた、やう／＼に崩れそめしなるべし、これ後世、男文字のかたは、候文に變じ、女文字のかたは、り。文。に。遷。り。し。故。ならんか、

そも／＼竹取といひ、空穗といひ、蜻蛉といひ、落窪といひ、枕、源氏といひ、榮花、狹衣といひ、住吉、今昔といひ、皆平安朝の著作として、世にあらはれたるものにて、桓武天皇平安奠都の頃、即紀元一千四百四十餘年より源平兩氏の時代、即一千八百五十餘年まで凡四百年間のものなり、その間は、世に所謂王朝時代にて、文學の盛んなりしこと、實に古今未曾有なりき、さればその著作の艷麗なる、その意匠の優美なるは、當然のことにて、以上の草紙、物語等にて知るべし、世くだるに隨ひて、作者いよ／＼巧を盡すものから、いよ／＼品くだりて、無下にいやしくなり、遂に最初に出でたるものに及ばずなるは、なべてのならばしなり、試に、おのれが引き出でたる竹取、空穗の消息より、狹衣、住吉、今昔などのにいたるまで、つぎ／＼に讀みても行きつゝ、よく其の詞つき、筆つきに注意せば、その妍媚はさらなり、變遷のさまをも悟り得べくなん、爾來百年ばかりは、さまでの變遷もなかりしが、紀元一千八百餘年、後白河天皇の保元の頃より、同一千八百七十餘年、順德天皇の承久の頃まで、凡六十年間、戰亂打ちつゝきて、世の中、さわがしく、その間或は、小康なきにはあらざりしも、人心洶々として、ひたすら武道にのみ力を用ゐ、文學は、棄て、顧るものもなき有様になりしかば、此の

頃より國文漢文ともに、きはたちて衰へけり、わけて漢文は、醍醐天皇の御代に、遣唐使を廢せられしが原にて、やうく衰へそめ、正しき漢文を作るもの、いと少くなりゆきつ、遂に一種異様の新文體を開くに至りぬ、そは彼の吾嬬鑑などにて知るべし、これと同時に、國文もいよく亂れぬるは、源平盛衰記などにて明らかなり、されば、女文字として書ける消息中に、男文字してかける書簡體の字句をも混入するやうにはなりぬ、今盛衰記卷七に見えたる俊寛僧都の女を消息を抄出して、その亂れたるさまを示さん。

略上 都ニハ、草ノユカリモ枯レハテ、立チ紛ルベキ方モナク、アハレ、イト惜シト事問フ人モナシ、君達モ可被召捕ナド聞エシカバ、母御前、弟我身三人引キ具シテ、幽カナル便リニ付テ、鞍馬ノ奥トカヤへ迷ヒ入り、日影モ見エヌ山里ニ、住モナラハヌ柴ノ庵ニ、忍ビ居テ候シ程ニ、朝夕ハ、御事ヲノミ歎キ給ヒシニ、打チソヘ稚キ身々ノ行クヘ如何ニセント隙ナキ御物思ノ積リニヤ、病ト成ラセ給ヒタリシカバ、弟ト二人、トカク勞ハリ慰サメマキラセシカ共、不叶シテ空ク見ナシマキラセス、生テノ別レ、死ノ別レ、セン方ナケレバ、二人歎キ暮シ、泣キ明シ侍シ程ニ、又弟モ抱

瘡トカヤ、申勞リヲシテ、今年ノ五月ニ身マカリ侍リ、同ジ道ニト歎キシカ共、ハカナキ露ノ命ハ、云ヒナガラ消モヤラデ、ツレナク今マデハ、草ノ庵ニ殘留テ侍レバ、憂キ事モ、悲キ事モ、可思召知、拙キ果報ノ程コソ、宿世ノ身ノツトメ辱ク思ヒ侍レ、故母御前御勞ノ時我死ナバ、誰ヲカ、タノミ御ハスベキ、奈良ノ里ニ姨母ト云人御座ス、尋行キ打歎ケカバ、去共憐給ハズラント仰候シヲ承リ置テ、當時ハ奈良ノ姨母御前ノ御許ニ侍リ、オロソカナルベキ事ニハアラテドモ、幽カナル住居、推シ量リ給ヘ、サテモ此三年マデ、イカニ御心強ク有トモ無トモ承ザルラン、母御前ニモ、弟ニモ後レテ、タノム方ナシ、誰ニ預ケ、何ニセヨト思召ニカ、トクシテ御上リ候ヘ、戀シ共戀シ床シ共床シ、三年ノ思ヒ歎キ、水莖ニ難盡侍レバ、留マリ候ヌ、穴賢く、俊寛ハ、治承元年に硫黄島へ流されたり、然るに、此の消息に、此三年マデ云々「三年ノ思ヒ歎キ」などあるによりて、考ふれば、俊寛の流されてより三年目、即治承三年にて、紀元一千八百三十九年に當れり、さて消息の亂れたるさまは、一見して知らるべけれど、試に一つ二つ抜き出て、いはゞ、忍ビ居テ候シ程に」といふかと思へば、又泣キ明シ侍シ程ニ」といひ身マカリ侍リ」といふかと思へば、又留マリ候ヌ」といひて、侍と

候。と混用し、又「可被召捕不叶」可思召知難盡などいふ漢文めきたる字句を挿入せるが如きは、いはゆる男文字なる書簡體の女文字なる消息體の範圍を犯せるものにあらずや、又同書十一の卷に、袈裟の遺書を載せたり、文體之におなじ、又吾妻鑑四の卷に、文治元年源賴朝が弟の範賴に與へたる消息見えたり、俊寛の女のよりは五六年後のものなり、左の如し、

十一月十四日の御文、正月六日に到來、今日從是脚力を立んとし候つる程に、此の脚力到來仰遣たるむね、委承候畢、筑紫の事などか從はざらん、ところ思ふ事に候へ、物騒しからずして、能々國に沙汰し給ふべし、構へて國の者共ににくまれずしておはすべし、馬の事、まことにさるべき事に、あれども、平家は常に傾城うかゞふ事に、あれば、もしおのづから、道にて押取られなどしたらん事は、聞く耳も見苦しき事にあらんすれば、遣はさぬなり、又内藤六が、周防の勢を以て、志をさまたげ候、以ての外の事なり、當時は、國の者の心を破らぬやうなることこそ、吉事にてあらんすれ、又八島に御座す大やけ、並に二位殿、女房たちなど、少もあやまり、あしきまなる事なくて、迎へとり申させ給ふべし、かくとだにも披露せられなば、

二位殿などは、大やけを具しまゐらせて、さきざまにおはする事もあるらん、おほかたは、帝王の御事、今に始めぬ事なれども、木曾は、山の宮、鳥羽の四宮を討ち參らせて、冥加つきてうせにき、平家また三條高倉宮を討ちまゐらせて、かやうにうせんとする事なり、されば、よくした、めて、敵をもらさずして、しづかに沙汰せらるべきなり、内府は、きはめて臆病におはする人なれば、自害などは、よもせられじ生どりととりて、京へ具して上るべし、さて世の末にも、言ひ傳へてあらば、いまま少し吉事なり、かへす、此の大やけの御事、おばつかなき事なり、いかにもして事なきやうに、さたせさせ給ふべし、大勢どもにも、此の由を、よく仰せ含められ候べし、穴賢、

蒲殿

此の消息は、前例に従ひ、處々抄略して出さんと思ひしも、全篇一氣貫注して、いさ、かも艱澁なる處なく、や、俗なる處なきにはあらねど、そは當時の文體なれば、咎むべくもあらず、條理井然として、一絲紊れずともいふべきさまなれば、そのまゝ、出だしつるなり、榊原芳野が文藝類假字消息餘論の條に、此の文を抄略して出だし、その

奥に「右は頼朝が、其弟蒲冠者範頼に與へたる書なり、而して同じ兄弟の間に、同書載る所の義經が腰越より贈る謝罪の書は、例の消息文體寛云こゝに例の消息文體なり下も倣之なるを見れば、晴には消息體、褻には假字にて、書し者と見えたり、其頃、此類猶多かるべし」といへるは、げに、さることにて、細川家書札抄にも、穴賢之事、略義候歟、心安間などへは書候か」と見えたり、はたおのれが前にいへりし男女の關係などにも、よれるなるべし、治承、文治は、紀元一千八百四十年内外に當りて、源隆國が今昔物語の成れる頃、即紀元一千七百二三十年後のものなれば、その消息の、いたく變れるもさることにて、前に引き出でたる俊寛の女と同じく「到來沙汰」などいふ書簡體の文字、又は「候。つるに。委。承。候。畢。仰。合。ら。れ。候。べし。」などいふ語句を用ゐたりかゝる體は、此の頃よりや、いよく多くなり、にけん、史徵墨寶考證上卷、京都神護寺

の藏弃に係る、文覺上人の消息のうち、藤原公佐へ與へたる、

橘判官殿は、君の御いとをしみの人にて、おはしまし候へば、あに、おととも、おはやとも、たのみまいらせ候に、あにが妻をまきとりて候へば、おやをまで定所と、ゐなかせかいにも申候しに、おやを以下文義明な君のおんいとをしみおはしまさ

ん人は、よもさはおはしまさじとおもひ候しかども、たゞいまは、一定さ候けりと

おぼへ候なり、略中

あにが妻をまきとりけるも、ことはりや、福井の水をぬすむとおもへば、

このよし御所に申上候て、たびおはしませ、貴殿は、いゑの子にしておはしませば、申上てたびおはしましなにとおもひ候て申候に候、

六月十八日

文覺

馬權頭殿

その考證に、上馬權頭ハ、右馬權頭ノ略ニテ其人ハ、蓋藤原公佐ナラン、是ヨリ先藤原基輔右馬權頭タリシガ、元暦二年六月一日卒シ、公佐、頼朝ノ薦擧ヲ以テ之ニ任ズ、建久三年三月後白河法皇崩シ、其八月公佐罷メラル、略中サテ兩莊ノ訴ハ、法皇ノ御生前ナレバ、公佐ヲ以テ之ニ當テ、文治二年ヨリ、建久二年マテノ間ノ事ト知ルベシ、略下とあるに據れば、前の頼朝の消息と同じ頃のものにて、假令差はありとも、四五年内外に過ぎず、さて此の消息は頼朝のよりは、一層妄がはしく、假字遣などの誤謬も、いと多く、「候」といふ文字も、今日の使用法と、や、同じく、「申上候」おもひ候て申候に候、な

といふ字句見えたり、かくやうに物するは、當時の文體なることいよく明らかなり、さても世のうつりかはると、もに、消息の變遷も、亦甚しといふべし。

それ均しく平安朝なり然るに、紀元一千七百年代と、同一千八百年代とは、其差違霄壤も嘗ならず、試に今昔物語と、源平盛衰記とを比べ看よ、その優劣はいかに、又かの盜人の消息と、俊寛の女のとを比べ看よ、その雅俗はいかに、紀元一千七百年代と、同一千八百年代とは、その間百年もあれば、雅俗優劣の別る、は、さることながら、その文體の變はりに、かはりたるは、全く戰亂うちつゞきて、文學地に墜ちたるが故なりけらし、之を平安朝の消息の變遷とす。

鎌倉時代紀元一千八百五十餘年土御門天皇の正治の頃より、紀元一千九百九十に餘年後醍醐天皇の元弘の頃まで、凡百三十餘年間を鎌倉時代といふ也、なりても、猶前例を踏襲しつゝ、その體いよく、妄りがはしくなれり、史徵墨寶考證

上卷に平政子の消息見ゆ、

御文たしかに、うけたまはり候ぬ、もとよりさ候まじきことならばこそは、世の中のおもひに候、おどろくべからぬことに候、かやうの事の候へばこそ、心もよくもなることに候へ、いたくおもふこと候はぬも、かへりて、おそれあることに候、佛道

のなれといふることばかりこそ候べく候へは、がなげきはあさからぬことに候、なぐさむべしともみえ候はず、あやうきほどに候、

その考證に、此書年號ナク其事柄モ分明ナラネド、文句及月日ニ據リテ、元久元年ノ事ト斷定スといふに従へば、前に引き出でたる文覺の消息よりは、十三年後のものとす、候といふ文字のいよく多くなれるを見るべし、次に毎月抄に、藤原定家の消息見ゆ、

毎月の御百首よく、拜見せしめ候ぬ、凡このたびの御歌、誠にありがたう見申候へば、年來おろかなる心に、忝き仰のいなみかたきばかりをかへり見候とて、わづかに先人申おき候し庭訓のかたはしを申候き、

文藝類纂にも、此の消息を抄出して、右定家卿のは消息文中に、例の往來書簡の體を加へし所あり、蓋此頃より、男女消息體を異にせる始なるべしといへり、豈に唯定家ののみならんや、俊寛の女により以下皆然らざるはなし、但男女往來日用文、おのの其の體を異にせるは平安の末、鎌倉の始の頃よりなるは、讀者おのづから之を知らん、さて此の定家の子、爲家の室、安嘉門院四條(阿佛尼)か其の子を誡むる文に、

略上我心ながらも常に懺悔して心ををしへ行候へば次第にたてなほさるゝものにて候、我心のまゝにふるまひ候はんにはいたづらごとにて候かゝることわりとしりて、人毎にまよふことに候、よく御心得候て御了簡候べく候あなかしこ。

きの内侍どのへ

また十六夜日記に、阿佛尼の鎌倉に下れる時、ある女より尼へ消息したる文に、たよりあらばと心にかけまゐらせつるをけふは、是はすの廿二日、文まちえてめづらしくうれしさ、まづ何事もこまかに申度候に、こよひは御かたがへのぎやうかうの御うへとて、まざるゝほどにて、おもふばかりも、いかかと、ほいなうこそ云々。

此の消息前の數篇にくらぶれば、やゝ雅馴なるが如しといへども、申度候などいふ字句を用ゐたるは、前の安嘉門院四條の「ことにて候候べく候」などと同じく、既に今の日用文の權輿をなせり、そもく此の「候」といふ字は平安朝にては大抵「侍り」とい

ふ敬語にてありしを、平安朝の末、鎌倉時代の始より「侍り」といふべき處を「候」と代へ遂には、かならずしも敬語のみならず、すべて句の尾に置くべきが如き、ならはしとはなりぬ、そはかの「候べく候」とある下の「候」は、敬語の「侍り」に當らぬにもあらねど、上のは「せさせたまふ」などあるべき處なり、又下の「候も也」とあらためても聞ゆべし、さて「もの也」といふべきを「ものにて候」といふべきを「ことにて候」などやうに物して、敬語の意には、かゝはらぬが如き有様となりしは、此の時代に於ける消息變遷の特色ともいひつべし、之を鎌倉時代の消息の變遷とす。

足利時代紀元一千九百九十餘年後醍醐天皇の建武年間より、同二千二百七十餘年、足利時代後陽成天皇の慶長十餘年後醍醐天皇の建武年間より、同二千二百七十餘年となりては、文學更に衰へはて、書を讀むものとは、僧侶位なりければ、消息も、そのさまを異にせり、されど此の時代の始は、猶依然として、鎌倉の舊套を守れり、史徵墨寶考證下卷、足利尊氏足利尊氏の消息に、

丹波國しの村の八幡宮別當しきの事、もとのごとくくわんれい候べく候、あなかしこ。

觀應二年十月廿六日

尊氏 華押

三寶院僧正御房

その考證に「觀應二月日ノ上ニ傍書ヌルハ多クハ當時ノ人ノ加筆ナレド此三字ハ墨色筆法本文に聊モ違ハネハ同筆ナルコト疑ナシ但本文書キ終リシ後ニ入筆シタリト見ユ」といへり亦當時月日の書き方を知るべしさて觀應二年は後村上天皇の正平六年にして紀元二千〇十一年に當たり元久元年の平政子のよりは百四十七年後のものなれどさばかりの違なきか如し但例の「候」は此の消息にもありて「候」といふ字のいよゝゝ濫用せらるゝを見るべし花園天皇の御消息にふとしたるやうに候へども萬御心得候はんすることども人なとしてはさのみ申さん候はんやうに候ほどに大概心中のとほり記しつけ候能々御覽せられ候事にて候べく候略下

此は尊氏のよりは七八十年後のものなりさて「候」の濫用甚しく御覽せられ候事に候べく候」など云に至りては「候」が敬語の意を失ふのみならず其義さへ知り難くなれり又一休和尚の母の消息とて

我々娑婆の縁つき無爲の都におもむき候御身よき出家に成り玉ひ佛性の見を

みがき其まなこより我々地獄に落るか落ざるか不斷添ふかそはざるかを見玉ふべし釋迦達磨をも奴となし玉ふ程の人に成給ひ候はゞ俗にても不苦候佛四十餘年說法し玉ひつひに一字不説とのたまひし上は我と見我と悟るがかんやうに候何事も莫妄想あなかしこ

九月上旬

不生不死身

千菊丸どのへ

かへすゝも方便のせつをのみ守の人はくそ虫と同じに候八萬の諸聖教をよみても佛性の見をみかゝずんば此文ほどの事も解しかたかるべし

これとてもかりそめならぬ別れてはかたみとも見よ水莖の跡

宛名に千菊丸とあるは一体の幼名なり一体の母の賢夫人なりしことは此消息にて知らるれども生歿の年月は詳ならず然ど一体は文明十三年八十八歳にて寂せるより推せば應永永享頃の人なるべしさて「候」といふ字のことは既にいへるが如し此の消息の宛名の次に更に「かへすゝ」と書き起せるは後世女子用文に一の慣例を興へたるものにて文の奥にはかならず「かへすゝ」と書くものゝやうにはな

りぬ、そは猶男子のに「尙々」と書くが如し、史徵墨寶考證に、毛利元就の消息見ゆ、
 今日も種々さま／＼内談可申事數多候、御したゝめは、是にてめされ候様御出あ
 るべく候陣替候者隆元事は、則下口へ可罷下候間、其内之儀萬談合可申事共候、か
 しく

元 就

隆 景
 元 春 參る

その考證に「此書ハ元就尼子攻ノ時、雲州洗合陣中ノ事ナリ、洗合陣ハ、永祿五年冬ニ
 始マリ、九年十一月尼子ノ本城富田城陷チ、翌年二月元就以下歸國セリ」といへり、さ
 れば永祿五年のものなるべし、此は、消息といふべきものならねども、尙結尾に「かし
 く」といへるは「あなかしこのあなを略き又こを」に訛りて、後世女子用文に「めてた
 くかし」など書くは、此の頃よりの事と覺ゆれば、こゝに擧げつ、又同書に、豐臣秀吉
 の消息を擧げたり、左の如し、

返々、はや／＼てきをとりかこいれ候て、おき候間、あぶなき事は、これなく

候まゝ、心やすく候べく候、わかぎみ、こいしく候へどさい／＼人給候、御うれ
 しく候、小たわら二三てうにとりまき、ほりへもゆく／＼のため、又はてんかおだ
 やかに申つく可候と存候へい、ふたへつけ、一人も、てき出し候はず候、ことに
 ばんとう八こくの物ば、こいしき事もおもいきり候まゝ、必やすく候べく候、我等
 もやども、こもり候間、小たわらを、ひころしにいたし候へば、大しゆまで、ひ
 とうまでいたし、みのようじやう候まゝ、きづかい候まじく候まあき候間、まんぞ
 く申におよばず候二ほん三ぶん一ほど候まゝ、こおの／＼へも申ふれ、大め
 うどもにも、にうぼうをよばせ、小たわのとき、かたく、としをとり候ても申つけ、ゆ
 く／＼までも、でんかの御らにありつき候へと申ふれ、みぎとう／＼りの如
 く、に、なかつため、よきようにいたし候はんまゝ、このたびてがらのほどをふるい、
 んを申つけ候まゝ、其ためによどの物をよび候はん間、そまじよながちんを
 いたし、ひやうろ、又はきん／＼をも出し、のちさきなのりも、いよ／＼申つかわ
 せ候て、まへかどによをいをいさせ候べこり候やうにいたし候て、がいちん
 可申候間、其心ゑあるべく候、此よく候、そまじにつゝき候ては、よどの物我等のき

にあい候^合ように、しみなくへも申きかせ候べく候、かしく、こまかにつかはれ候ま、心やすくめしよせ候よし、よどへも其もじより申やり、人をつかわせ候べく候、我等としをとり可申候ともとしの内に一^度どうは、其方へ參候て、大まんどころ又はわかざみをもみ可申候ま、御心やすく候べく候、

四月十三日

五さ返事

その考證に「天正十八年秀吉、北條氏ヲ征ス、此書ハ小田原陣中ヨリ夫人杉原氏ニ贈リタルナリ、名宛五さのさ、さか方か、サタカナラズ、此稱呼詳ナラザレドモ、下文ニ軍路上の事ヨリ、家内ノ事マデ、殘リナク書キ露ハシ、命ヲ淀君ニ傳ヘシメ、其もじにつ、き候ては、よどの物我等のきにあい」ナトノ詞ヲ以テ見レハ、此、政所タルコト顯然ナリ云々といへり、元龜、天正といへば、何人も戦争のことを想ひ起す程の亂世なれば、文學など顧るもの、なきは當然の事なり、されば往來消息の文など、心を用ゐるものなく、思ふほどの事を筆にまかせて書きためり、ことに秀吉は、無學の人なれば、

殿
ん
か下

語法、文格の誤假字の用格など、いたく違へり、此文中、おといふ文字をすべてほと書きたり、たとへば、おもふといふべきを、ほもふ、おのくといふべきを、ほのくとしたるが如きは、いみじき誤謬にて、後人には讀み解きがたければ、今は改めて記しつ、但こひしきをこいしき、きづかひをきづかいといへるが如きは、そのまゝに、さしおきぬ、思ふに、此の頃には、ほととおと通用したればこそ、かくは物したれ、文學の衰へたるこの一にても知りぬべし、さて名宛の次に「かへす」と書くが例となりたりしを、此の頃よりは、更に本文の間々へ挿入すること、なり、にけん、徳川時代の始には、かゝる類いと多かり、又「そもじ」などいふ詞の見へたるも、此頃よりの事なるべし、此に詞の事、向^下又同書に「慶長三年秀吉の、秀頼に與へたる消息に、

返ぐ御ゆかし候ま、やがてく參候て、くちをすい可申候、文給候、御うれしくおもひ、ことに、み事のつめのかたな、一しは又われく^{留守}るすに、人にくちを御すわせ候はんとおもひ、^{播磨}はりのたかのかん三さを進上、^雁禮可申候へども、まづはりのたかのかん三さを進上、^守かみをもて申上候、おのくへも口事申候べく候、めでたくし。

正月二日

大さかより
大かう

御ひろいさま返事

御ひろいは秀頼の幼名にて、此の時、秀頼六歳なりき、往來消息の事は、生母淺井氏君、
又は側附女中の取扱なりしなるべし、さて此文中に「御ゆかしく」又結尾には「めでた
く」など見えたり、これ亦此の頃よりの事なるべきは、論なからん、
そも、此の時代に於ける「候」の字の濫用は、鎌倉時代よりも、一層甚しくなりて、そ
の意味さへ解しがたきものから、用ゐずては、物足らぬ心地するばかりになりぬる
ことは、既にいへるが如し、その他、言詞上に於ける目あたらしき變遷は、詞の上に、お
といふ文字を冠らしむる事すなはち、此の秀頼に與へたる文中に「御ゆかしく」など
ある、御は、やがて、おにて、これより、家お内などやうにお、文字を用ゐる慣例となり、
又詞の下にも、じといふ文字を添ふる事すなはち、前の杉原氏に與へたる文中に「そ
も、じ」などある、も、じは、一の符貼の如く、耻かしきを「はも、じ」莖漬の事を「くも、じ」などや
うにも、じといふ字を添ふる慣例とはなりぬ、文藝類纂卷三にも、此の事をいへり、そ
の略にいはく、漫に敬語を加へて、活語體言一々に、お、字を冠らしめ、又人物の下に、文

字ジの字を加ふ、是、足利氏末世の風にして、海人藻芥、大上、薦名事、禁裏女房内々記、後水
尾帝當時年中行事等に散見す、蓋おの字は、大の略にして、美稱なるを、毎年これを冠
らせ、芋をおいも、水をおひやし、鯛をおひら等と呼びて、大上、薦敬語とせしより、終に
自の上にも、稱するに至る、今に至りて、猶然り、文字の字は、其名聞き悪く、或は鄙陋、或
は汚穢の語を忌み、上字のみを偏擧して、すしをしも、じ、鳥賊をいも、じ、葱をひとも、じ、
蒜をにも、じと、唱へ始めしなり、後には、人の上を言ふに、直に指すを憚りて、略せるも
あり、とも、じ、かも、じ等の如し、猶其人を指さず、其居を稱して、殿といひ、又其居を指さ
ずして、其地方を稱し、様と唱ふるに同じ、又多く片名を用ゐる呼ぶなり、松茸をまつ人、
芥蘇土筆をつく、上等と稱し、且字體も、自の二合三合字を用ゐる禮と爲す、云々、といへり、
さて此の説の中に、蓋おの字は、大の略云々といへるは、いかゞおのれは、御の字より
轉せるものと思ふなり、さるは、芋をおいもといふは、大芋といふ義にはあらで、御芋
なるべく、水をおひやしといふは、大水といふ義にはあらで、御水なるべければなり、
こはもと敬語より出てたるものながら、はては敬語にもつかぬ、一種の常套語とは
なりぬ、又甚しくなりては、お、文字を重ねていふに至れり、さるは、おは、御にて、すでに

敬語なるを更にみに亦御を添へて、人の足をおみ。足といひ、人の帶をおみ。帶といふが如き、是なり。又「詣らせ候」の四字を合略して「り。」と書けるは、阿佛尼の乳母のふみに見えたるが、それもあまり多くは見あたらす。阿佛尼即安嘉行院四條の文は上に見ゆ然るに、此の頃にいたりて、漫に之を用ゐることになれるは、秀吉の消息にて知るべし。又「めでたく」といふ。「は。」は恐懼といふ義にて、「かしこ」の轉訛なれども、「めでたく」といふこと、こゝには、いかなる義とも知りがたし、されども、亦一種の常套語となりて、後世女子の用文には、かならず用ゐるべき慣例とはなりぬ。これこの時代に於ける、消息變遷の特色ともいひつべし。之を足利時代の消息の變遷とす。

紀元二千二百六十年、後陽成天皇の慶長五年に、關原の役ありて、天下の大勢定まり、その後十餘年を経て、元和元年に豊臣氏亡びしより、干戈全く偃して、世の中、おだやかにになりぬれば、文學も亦やう／＼興起しつるなり。さて、此は何人の力ぞといふに、將軍徳川家康の、文學を獎勵せるに由れり。慶長六年に、家康學校を山城伏見に建て、下野足利學校の僧三要を、その教師となし、木製の活字十餘萬を付與せられければ、三要これを以て書籍を印刷しけり。世に足利本と稱するは是なり。又假字交りの活

字も、此の頃よりありて、伊勢源氏、宇治拾遺の類、その他數種の假字本を印刷せり、すなはち慶長活本と稱するものはなり、かゝりければ、消息文なども、幾分か面目を改むべき筈なるに、猶依然として「りくも」等の文字及び書簡體の文字はいよく多く用ゐられたり、元和元年、大坂城陷るに先だち、木村重成の室眞野氏、夫重成を勵まして、自殺する折の遺書あり、左の如し、

一樹の陰、一河の流れ、是他生の縁と承り候にこそ、そもおと、せの比よりして、偕老の枕をなして、只影の形に添ふがごとく、思ひまゐらせ、おもはれ、りり、此頃承り候へば、此世限りの御催のよし、かげながら嬉しく、りり、唐の項王とやらんは世に猛き武士なれど、虞氏の爲に名残を惜み、木曾義仲は、松殿の局に別れを欺くとやら、されば、世に望み窮たる妾が身にては、せめて御身御存生の中に、最後を致し、死出の道とやらんにて奉侍上候、必々秀頼公多年海山の鴻恩、御忘却なき様頼上りり、荒々めて度かし。

長門守重成様

此は、烈婦の筆の跡とはいひながら、立意用筆ふたつながら、いとめでたし、今のなま文學者らは之を見て愧死すべきにこそ、次に小野通女の、その侍女千代に代りて、喜藤左衛門といふ者に送りし消息あり、

久しくよすがなく、おとづれきかまほしき折から、千代かたより、あらましのことも、文して聞へ侍らふに、さゝかにの糸たえはつるものとは見つゝと、ふることなど、くれ／＼歎きこしさむらふまゝに、このかへりことに、

とにかくに折ふしごとのたがひめを恨むる中ぞちきりなりける、とまうし遣し候、さなきだに、女は心あさくて、何くれのことをせば、胸にたもちさむらふは、をとこにも、さめられがちにて侍らんつれども、もとの清水わすれがたき御心をわれしもたのみ入候所がらの御住居、夕かほの垣根もまばらに、人めもつらくおぼしめし候はゞ、ひがしや、まゆうくわん房へ御たより候はゞ、よろしくはからひ申さるべく候、法師は、取つぎあら／＼しく候へども、底意なくて、山の井を結びわけても、あしからず、はからひたまひ／＼、折から所／＼のさわがしき、うへにも御けしきおだやかならず、つき／＼の人も心ならず候ゆゑ、うれしき便までに、あ

らまししどけなう候、かしこ。

通女は、東福門院に仕へて、頗る文藻の聞えあり、元和二年に歿しぬされば、此の消息は、元和以前、文祿以後のものなるべきか、さて此の消息と前の重成の室のと比べ見るに、一は、多く漢語又は書簡體の文字を用ゐ、和漢の故事さへ引用したれば、かしこだてして、わざと、かくは物したるやうに思はるれど、これはた鎌倉以後の女流中には、まゝあるためしにて、彼の松下禪尼の消息此の消息はおのれが文範に出たり、就て見るべし。又、一休の母の消息等、皆此の類なれば、あながちに咎むべきにあらず、亦一體として見るべきなり、さて此の通女のは之に反して、いと物やはらかに、こち／＼しき處はなきものから、猶雅中に俗を免れず、これ亦一體なり、此の二體は當時の女流中にかつ／＼行はれたれど、普通には、あらず、さらば、普通に行はれたるは、如何なる文體かといふにすなはち下の如し、

水戸宰相どの、仰出され候御硯の銘、いてきまいらせ候とて、進上おはしまし感る英いかなあさからず、わたらせおはしまし候、誠に名譽のゑいさいおとろき思しめし候、此御製おろそかなる御事ながら、御感のゑるしまでに、勅筆をそめら才

れ候て、くだされ候まゝ、此よし御心得とて、つたへられりしと。

此は後西院天皇に仕へ奉りし女房の奉書にて、源光圀へ與へられしものなり、何となく上品の處あるは勅命によりて物せる奉書なればなるべし、又岡本道女の遺書に、

お二人様いよく御機嫌よく御座遊ばし御嬉しく存じ上り、まづ申上候、私こと何とも一分相立がたき御事御座候まゝ、自害いたし候其譯は申上度候へども、さいつ夕べ夫となく物語致し、まゝ御聞遊し候はんと存り、略下

道女は松平周防守の奥女中にして享保九年四月三日同僚澤野の辱を受けて自殺す、此の遺書は、すなはち當時父母へおくりしものなり、さて此の體こそ純然たる當時の消息にして、今日の女子用文にはありけれ、紀元二千二百七十五年頃より、文學中興の運にいたり、隨ひて和漢の學者接踵して出でぬ、漢學者は、姑く措く、國學者には、下河邊長流、沙門契沖を始めとして、荷田縣居、本居平田の、世のいはゆる四大人、つきづに、出で、國學を獎勵せられしかば、祝詞、宣命より日用の消息にいたるまで、亦復古の勢ありき、されど、こは、國學に志あるものゝ、みにて、いまだ一般には行はれ

ざりければ、此の頃より、消息にも、擬古文と、普通文との二種に別れたりき、普通文は、上に掲げたる女房の奉書、又道女の遺書等の如し、さて擬古文は、荷田蒼生子の、龜子のもとに、

さいつ日は、殊さらに尋ねおはしけるとや、折しも衣手の常陸の姫君の御もとにさぶらひて、かけても知りきこえざりしは、罪さりとてころなきこそ苦しけれ、いかに憎ませたまうらん、それをしも、ゆく水の清らかに、いひ流したまへる御言の葉の、玉藻を得させ給ふめる數ならぬ伏屋には、おきどころなき光になん、

夢にだに、君とし知らば、はゝき木の、なしともありと、答へてましを、

げに、あるにもあらず、口をしきわざに侍り、此のかしこまりは、今まゐりてを、萬おし量りて、よきに事とり聞え奉り給ひてよや、あなかしこ、

蒼生子は荷田在滿の女にして、博學の聞え高かりき、天明六年に歿しぬ、又神無月の頃、山里より下りたる紅葉の枝につけて、といふ鶴殿よの子の消息に、

かゝる隠れがをも、もらさぬ立田姫の心ばへを、やみの錦とは、なしはてすもがなと侍ちわたりつる程は、時雨ふる日も、長くのみ覺えつれど、猶なくさむ方も侍り

しを今は、かくいたづらに、散りすぎける梢を見るに、此の後は、まして、道もなくこそと、心細さも、さびしさも、いはん方なくながめ侍り、

またれつる、人のこゝろも、もみじ葉も、移ろふ色を見はてつるかな、

よの子は、縣門三才女の一人にて、歌文に秀でたるは、世の人の知る所なり、さて此の二篇、前のは閑樸にして、後のは、艶麗なり、いづれも擬古文の上乗ともいふべきものにして、當時擬古文者流の、争ひて作り、試みしものなりしが、その巧なる、平安朝のにも、をさ／＼劣らぬものあるに至りき、これを徳川時代の消息變遷とす、維新以後となりても、猶かの擬古文と普通文とは、いづれも當時の系統を、さながらに承け來りつゝ、今日にいたるまで、さばかりの變遷なきが如くなれども、今日のありさまにては、この擬古文も、實際に行はるゝこと少く、僅に學者の手に歸して、その命脈を保つに過ぎず、又普通文も、今日には、普通にはあらで、中年以上の老婦人に、たま／＼持つあつかはるゝことあるのみ、然らば、如何なるものが、今日には普通なりといふに、今日の女子は、種々の原因よりして、いろ／＼なる體を用ゐ始め、いづれか普通とも定めがたく、實に紛亂きはまれり、女鑑第三號に、菅喜田和三部氏の女子書牘文論を載

せたり、そが中に「そのころ、おのが妹のある女學校にありけるが、病氣にて家に歸りてありぬるに、ある友どちのもとより、消息文おこせて、その中に、」と前書して、

なんにも耻しいことはありませんから、おまんまを三ばいか四はいか、たべなく

つてはいけません、前後言文一致體なれども、今悉くはあげず、

といふを挙げられたり、こは世にいふ言文一致體にて、今より五六年以前、ある小説家が唱へいでしものにて、その頃、いたくもてはやされぬ、初めは、只小説者流にのみ行はれたりしが、はては、諸學校の男女學生の往復文にまで、そを見る、に至れり、又小中村義象氏が著されたる女子書牘文といふ書に、余過日、さる友人のもとに至りて、左の文を見たり、と前書して、

拜啓陳者、愚母事。妾カ飯省ヲ促カシテ再三不止、修學中、憤懣ノ至ニ候ヘ共、一先ツ郷關ニ飯ルニ決斷仕候、妾ガ親愛ナル足下ヨ、足下ハ恙ナク御勉強ヲ祈リ參ラセ候。頓首、

といふを載せ、さて、これ實に、ある女學生の文なり、普通の教育を受けてや、高等の學科をも修めんとする人の文なり、かくて進みゆかば、いかなる弊にか陥らん、遂に

は兩親も、よみ得ざる文をかきて得意とするやうなるものも出て來べしといはれたり、げに然ることにこそ、これをや。維新以後消息の變遷ともいふべき、されども此はたゞ其一斑に過ぎずその全豹にいたりては、雜糅混亂ほと／＼名狀すべからず、そは彼の新聞雜誌などの文體の十種十色なるにても知りぬべし。

要するに、消息文は、平安朝に於て、その盛を極め、或は閑樸に、或は艶麗に、或は和平に、或は婉曲に、その巧妙いふばかりなりしが、鎌倉時代にいたり、一變して卑俗となり、足利時代には、更に甚しく、徳川時代となりて、文學中興せしかども、消息文は、猶面目を改めず、たゞ時文の反響によりて、僅に擬古文を作るもの出でたりしのみ、それも時文を壓倒するまでの力なかりしかば、例の消息文は、舊來のまゝなりき。王政維新となりて、萬、あらたまりしものから、我が國文は、亂れに、みだれ日用往來の文だに、驚くばかり變じたり、さて、今日普通に用ゐるべき消息は、如何にせばよけん、これ緊急の一問題なり、おのれ、他日、女子用文論といふを著して、此の講演録に載せんと欲す讀者請ふ本論の出づるを俟てよ、

附言、消息の奥にしるす名宛は、某の御許に、又、某へ、まゐる、など書く例なりしが、

鎌倉以後、某殿、又、某殿、様など書くやうになれり、殿は上に擧げたる頼朝の消息に「蒲殿」とあるにて知るべく、様は、和訓栞に「人を尊稱するに、専ら様」といふは、康富記に「禁裏様」と見え、園太暦に「公方様」と見えたり、義政將軍の時制を改め、判を押す事に、さきに武家様を用ゐしに、是より公家様を用うとあるに据りたる詞なるべし、されど、清盛のさかえし時に、六波羅様といひし事、平家物語に見えたり、とあるにて明らかなり、さて、殿様と重ねいふこと、足利以前には見あたらず、満濟准后記、正長二年三月九日の條に、今夜亥、刻室町殿様、御元服、加冠管領云々、此の後將軍家に「殿様」といふこと常例の如くなりて、管領等にも、まゝ用ゐたり、近世にては、大小名を始め、その以下の者にも、稱せり、殿にて足らず、更に様を加ふるは、尊敬の至なり、俗に御御足などいふが如し、そも／＼「殿」といふは、その名をいはずして、その家をさすにて、その人を尊敬すればなり、様といふは、和訓栞にいへる説にて、その心いと明らけく、もとは模様、様子などいふ義の様なりしに、遂に轉じて、尊稱に用ゐるやうになりたり、

又、書方には、ちらし書といふ一體あり、名の如く、字句を、處々にちらして書くな

り、女房の奉書などに多く見えたり、猶くはしきは故實拾要追加消息等に見ゆ、これらの事前にしるすべかりしを、もらしたれば、こゝに擧げつ、

第四十四 女子用文論

佐藤 寛

文學のいよ／＼開けゆくと共に、文章のいよ、亂れ行くこと、げに怪しむべき事ながら、退いて考ふれば、又さる理の無きにしもあらず、さるは、文學に長じたる人は、とかくに高尚の方に傾き易く、その作るところの文は、正雅となり、文學に拙き人は、とかくに下劣の方に流れ易く、その作る所の文は、卑俗となるを常とす、此故に、高尚の極、遂に古文の復古を唱へ、卑俗の極、遂に言文の一致を謀るに至る、又さらでも、おのれが名を賣らんがため、ことさらに奇論を吐き、はた定見なき輩、これを好しと思ひ、ひがめて、所謂一犬虛に吠えて、萬犬實を傳ふるが如き事も少からず、誠に已むを得ざること、いふべし、文學に關する文章は、さもあらばあれ、ひとり日用往來の書簡消息等にいたるまでも、猶いろ／＼、さま／＼にて、十人の文章、十人ながら異なるやうにては、交際上便宜あしきのみかは、その影響遂には文學の上にも及ぶべし、これ

おのれが彙に候文範を著はして、いさ、か書簡文の標準を示し、所以なり、されどそは男子間に行はるゝもの、み、女子のにいたりては、又別に標準を示さざるべからず、或人曰ばく、我が國ばかり男尊女卑の風の盛なるは、あらじ、然るに、維新以來、西洋文明の風の入り來しより、やう／＼進化して、や、男女同權の勢あり、されば、文學に長じたる女子の文は、健く雄々しくして、をさをさ男子のに努らず、これ豈に文學上喜ぶべきことならずや、されば、今日に當たりて、日用往來の文體を男女に由りて分けんは、無用の事のみと、嗚呼、これ何の囁語ぞ、思はざることの甚しきものといふべし、

そも／＼男子には、男子の性あり、女子には、女子の性あり、男子の性を以て、女子の性に換ふべからず、女子の性を以て、男子のに換ふべからず、これ自然の勢にて、亦如何ともすべからず、それ性すでに同じからず、その體何ぞ異ならざらん、體すでに同じからず、その用何ぞ異ならざらん、女子の聲音は、柔かにして、男子のは、剛からずや、女子の言語は、やさしくして、男子のは、いかめしからずや、然るに、その聲音言語より成りたつ所の文章に於いて、ひとり之を異同なからしめむとするは、いみじき僻事とい